

問 10 平成 19 年(2007 年) 3 月 31 日以前の出願を原出願として分割できる時期について (特)

平成 19 年 3 月 31 日以前の特許出願について、特許査定や拒絶査定後にも、原出願として分割出願することができますか。

答：平成 18 年の特許法の改正により、特許法第 44 条 1 項が改正され、もとの特許出願の願書に添付した明細書等の補正をすることができる時又は期間内以外に、特許をすべき旨の査定（前置審査及び審判差し戻し審査による特許をすべき旨の査定を除く。）の謄本の送達があった日から 30 日以内と、最初の拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から 3 月以内に、分割出願をすることができるようになりました。しかし、当該改正は、平成 18 年改正法附則第 3 条に、平成 18 年改正法の施行の日（平成 19 年 4 月 1 日）以後の特許出願について適用し、施行前にした特許出願については、なお従前の例によると規定されているため、平成 19 年 3 月 31 日以前に出願された特許出願については、平成 18 年改正前の特許法第 44 条 1 項が適用になります。

したがって、平成 19 年 3 月 31 日以前に出願された特許出願（特許法第 44 条 2 項（同法第 46 条 6 項において準用する場合を含む。）及び第 46 条の 2 第 2 項の規定により、平成 19 年 3 月 31 日以前にしたものとみなされる特許出願を含む。）については、もとの特許出願の願書に添付した明細書等の補正をすることができる時又は期間内のみ、分割出願をすることができるものであって、特許査定や拒絶査定後に分割出願をすることはできません。